

令和8年6月10日・11日 開催

常任委員会会議録

箕輪町議会

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和8年6月10日・11日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	学校教育課	2～4
2	くらしの安全安心課	4～5
3	福 祉 課	5～14 18～19
4	こども未来課（保育園室）	14～18
5	健康推進課	19～20
6	文化スポーツ課（博物館）	21
7	請 願	22～25

議事のてんまつ

午後1時00分 開会

【①学校教育課】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ただ今の出席員は6名です。それでは、福祉文教常任委員会の委員会審査を始めたいと思います。

会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員に11番 北野委員、13番 中村委員を指名いたします。

それでは、学校教育課に関わる審査に入りたいと思います。

課長お願いします。

○高橋学校教育課長 4月の人事異動に伴いまして、係長級で私も含め異動となりましたので貴重なお時間をいただきまして自己紹介させていただければと思います。

改めまして4月から学校教育課長となりました高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小口教育総務係長 同じく学校教育課教育総務係長兼教育DX推進係長の小口と申します。よろしくお願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしくお願いします。委員のほうは省略でいいですね。委員のほうは変わりませんので。

それでは、議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）学校教育課に関わる部分を議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○高橋学校教育課長 それでは、議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）につきまして、学校教育課に関わる部分につきまして、係長のほうから説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小口教育総務係長 予算書19ページをご覧ください。

小学校管理費1005でございます。工事請負費でございますが、241万円の増をお願いするところでございます。こちら午前中にも見ていただきました北小学校のふるさとルームへのエアコン設置の費用ということで、既存の予算があつたわけですが、エアコンの規模が大きくなるというところから増額をお願いするところでございます。関連しまして、26ページのところでこちらの詳細が書かれてございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

小学校給食費1015でございます。こちら非常勤職員の報酬でございますが、当初は正規職員が西小学校になりますけれども4月から勤務できる予定だったんですけれども、復帰が叶わずに非常勤職員で対応するというところで、今回補正を要求させていただいたところでございます。

続きまして21ページになります。

中ほどでございますが、学童クラブ運営費1071でございます。こちら午前中に見ていただきました学童東部教室の雨漏りの修繕料でございます。4月10日に降った大雨で雨漏りが発覚しまして、そちらの修繕をお願いするものでございます。

学校教育課としましては以上でございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

小出嶋委員

○14番 小出嶋委員 19ページの北小学校のエアコンですけれども、規模が大きくなったとはどういう、数が増えたということなのかが一つと、もう一つは、さっき見せてもらいましたが、東小学校の学童クラブの雨漏りの修繕ですけれども、今日見たところ、ここだけなのかどうかということもあるんですけれども、これは業者に見てもらってこれを見積もったということですか。そこら辺をお聞かせください。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小口教育総務係長 まず一つ目、エアコンにつきましてですけれども、当初は相談室というところにつける予定だったということなんですけれども、そこではなくてふるさとルームにつけてほしいという要望がございまして、つける教室をまず変更したというところで、相談室につきましてはおそらく家庭用のような小さいものを1台つければ済んだと思うんですけれども、それが先ほど見ていただいた大きな部屋、調理室に2台大きな業務用のものをつけるということで費用が上がっているものでございます。

二点目ですが、東小の雨漏りの件につきましては、雨漏りの部分だけを一旦業者さんに見ていただきまして、これを修繕するのはこの金額ですよということで、見積もりをいただいた金額を要求させていただいたものでございます。今日発見されました体育館の屋根のあたりとか、そういったところまでを含んでおらず、それが関係するかどうかも含めて、今業者に改めて確認をしているところでございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○14番 小出嶋委員 今のその学童クラブのところは、今のこの見積もってもらった段階では、そのこのこっち側に出た部屋っていうか、あの部分だけだろうということだったのかな。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小口教育総務係長 そうですね。見積もっていただいた時には、その体育館のほうの指摘がなかったものですので、私たちも気づけずにいたんですけれども、なので、この金額についてはその部分だけということになってございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 他によろしいですか。

小口委員

○8番 小口委員 北小のエアコンですが、これは2台分ということで本体の金額だけで

しょうか。内訳といたしますか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小口教育総務係長 そうですね。本体と室外機と施工費ですかね、工事費も含んだ合計の金額になってございます。すみません、ただですね、241万円が既存の予算にプラスさせていただき予算でして、もともと600何万円ありましたので、そこに200何万円プラスして800何万円っていうのが、ふるさとルームにつける工事費含むエアコン代ということになってございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 小口委員

○8番 小口委員 工事費っていうのはいくらぐらいなんですか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小口教育総務係長 業者さんから一旦見積もりをいただいた部分が詳細が載っていないものでして、一式いくらみたいな、明細というか項目できているだけでしたので、そのものがいくらとか施工費がいくらとかそういう内訳がなく申し訳ありません。実際に施工するときには、そういったところも含め設計をしまして発注をさせていただくというふうになるかと思います。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 では、質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)、学校教育課に関わる部分を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め原案のとおり決することとなりましたので、その旨本会議で報告いたします。

それでは学校教育課に関わる審査を終わります。

【学校教育課 終了】

【②くらしの安全安心課】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。

議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)、くらしの安全安心課に関わる部分を議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○小田切くらしの安全安心課長 それでは一般会計の補正予算に関わる部分につきまして、

担当の係長から説明しますので、よろしくお願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松生活環境・交通係長 説明をさせていただきます。

ページで申し上げますと、一般の15ページをご覧ください。衛生費の部分でございます。需要費として7万7,000円計上させていただきました。修繕料ということですが、こちらについては4月12日に下古田公民館において発火性危険物の発火事案がございましたね、駐車場のアスファルトの表層が少し溶けてしまったというものがありますので、その表層の修繕料になってございます。

以上です。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小田切くらしの安全安心課長 それ以外につきましては、全部人件費に関わる場所ですので、総務課のほうになると思いますのでお願いいたします。

以上です。

○10番 寺平福祉産業常任委員長 細部説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 発火によってその下のアスファルトの部分が焼けてしまったということで、補修自体はいつ頃行うとかそういうのは決まっていますでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小松生活環境・交通係長 予算がいただければ、もうすぐに取り掛かりたいとは思いますが。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)、くらしの安全安心課に関わる部分を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたしましたので、その旨本会議で報告いたします。

【くらしの安全安心課 終了】

【③福祉課】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。

福祉課に関わる議案について審査をいたします。

課長

○小池福祉課長 今年度第1回目の委員会でございますので、福祉課、職員人事異動等によってかわっておりますので、自己紹介させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 お願いします。

○土岐高齢者あんしん係長 課長補佐と高齢者あんしん係をいたします、土岐でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○有賀社会福祉係長 社会福祉係長の有賀です。引き続きよろしくお願いいたします。

○鈴木生活相談室長 生活相談室室長補佐の鈴木です。よろしくお願いいたします。

○唐澤障がい者福祉係長 今年度から障がい者福祉係の係長になりました唐澤と申します。よろしくお願いいたします。

○小林介護保険係長 介護保険係長の小林です。引き続きお願いいたします。

○丸山高齢者あんしん担当係長 高齢者あんしん係担当係長丸山です。お願いします。

○小池福祉課長 課長小池です。3年目でございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 委員のほうは役職かわりませんので、省略ということでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 箕輪町地域共生ステーション条例制定についてと議案第6号 箕輪町障がい者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例制定について一括して議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○小池福祉課長 それでは、議案第5号 箕輪町地域共生ステーション条例制定について、議案第6号 箕輪町障がい者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由等を説明申し上げます。

まず議案第5号につきましては、地域の多様な課題に対応するため多世代の住民が集い、活動拠点となる場を設けるもので、その設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。

次に議案第6号につきましては、障がい者地域活動支援センターを移転し、利用者の利便性の向上及びサービス提供体制の充実を図るもので、実情に即した運営見直しを行うため条例の一部を改正するものでございます。

これらの条例の施行日は令和8年8月1日でございます。

本会議でも申し上げましたが、現在みのわ〜れとして町民が集まりやすいイオン箕輪店内で障がい者支援と子育て支援を同じ場所で提供してまいりましたが、開設から10年の経過を機に支援の在り方を見直した結果、同店から移転し、施設の形態を目的別に再編するものとしたものでございます。移転先では、従来の障がい者支援に加え地域の多様な

課題に対応するため多世代の住民が集い活動拠点となる場、地域共生ステーションとしても活用を図ってまいります。国の補助事業を活用して移転先の整備を行うためには、議案第5号議案の地域共生ステーション条例を制定する必要があります。

第6号議案につきましては、移転先の障がい者地域活動支援センターの設置及び管理運営に関し、実情に即した形へ一部改正するものでございます。一部改正の中では設置先の変更を、午前中に見ていただきました箕輪町大字中箕輪8500番地、松島駅から徒歩2分ほどの場所にある、好立地にある場所でございますが、そちらの個人商店の建物の1階部分でございます。また、休所日を変更してございます。土曜日、日曜日などの休日について、障がい者らの外出先を確保するために、平日2日間の休所日を設けることとしてございます。

以上で細部説明を終わります。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 両方に関連することなのでお伺いしますけども、場所については、今日午前中見させていただいた場所ですけども、午前中の話だともう一か所候補があったという、（聴取不能）さんの2階という話もあったんですけど、その他には候補場所っていうのはなかったのか、もう一回確認をしたいんですけども。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 おっしゃられるように候補は二か所。他にもネットで賃貸借物件で、浅草家さんの2階だったかな。国道バイパス沿いに空き店舗で1件物件が出ておりました。最初、不動産情報であたっておりましたので、その2件ぐらいだったんですが、なかなか高齢者障がい者の方々に集まっていたいて、実際に2階に上がっていただいたりとかつていうところは不都合だというような判断の中から、先ほど現地視察の時に申し上げましたが、あの近辺をリサーチしておりまして、そういった物件が借りれそうだとこのところから話に入ってまいりました。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 白鳥委員

○4番 白鳥委員 そのバイパス沿いのある物件の2階っていうのは、広さ的にはその、広さだったのか、狭かったのか、そこまでは確認は取れてますかね。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 まだその時は検討段階の本当に初期の段階でございましたので、広さの確認までは取れておりませんが、大体平米というか、今回借りるところも120平米ぐらいですので、その前後だったかというふうには思います。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 提案説明の本会議でも、開所時間について、平日の開所時間って午後

12時から18時までということで、利用しやすい時間帯に設定したっていう話なんですけども、あの時もいろんな話が、多様な方が利用するので、午前中から開けた方がいいっていうような話があったんですけども、それについてもう一度確認したいんですけども、決められている午後からっていうのが一番ベストなのかどうかっていうのを聞きしたいんですけども。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 利用時間および利用曜日につきましては、事務局でもいろいろ熟議を重ねたところでございますが、やはり基本は今のみのわ〜れさんの利用形態に近いような形というかを基本に考えました。先ほど現地視察の時にもお配りしましたが、一定の条件を示して指定管理者を募らなければいけませんでしたので、それに見合った人件費と申しましょうか、お金と申しましょうか、運営経費も示さねばなりませんでしたので、そういったところでまとめたところです。

ただ、申し上げていますように、障がい者の方がやはり活動をお昼前にするというのは、なかなか、特に精神の障がい者の方々が今まで落ち着くところがなく出てくる時間帯としてもお昼過ぎからがベターだということと、それから事業所等に通われた後に夕方寄りたいたいというような方がいるというようなところで、17時の終了ではなくもう少し長い時間帯でということで、終わりの時間を延ばしたというようなコアタイムの設定になっております。ただ、今後ですけれども、もちろん運営を始めていった中でいろんなニーズがあればですね、時間の変更はまた随時変えていきたいと思います。条例という形の中で一旦提案をしなければいけませんでしたので、一旦コアタイムとしてはそういう時間ということのご認識でお願いできればと存じます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 白鳥委員

○4番 白鳥委員 今回条例制定にあたってこの時間を設定したという認識でよろしいですかね。

○小池福祉課長 はい。

○4番 白鳥委員 利用状況によっては時間を拡大できるように、柔軟な体制を取ってもらいたいと思います。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 拡大という部分ではちょっとお約束しがたいですけれども、時間をずらすとか、やはり限られた財源、皆様からお預かりしている貴重な財源でございますので、限られた中でその時間を前後するとかっていうことは検討していきたいなというふうに思っております。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 いかがですか。よろしいですか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 現地の確認の中で、指定管理料の月額について要望とは若干金額が違う金額で決定したということなんですけども、その金額がわかれば教えていただきたいで

す。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 ご提案いただいている金額は、月額税込み61万6,000円でございます。先ほどお配りした資料にありますように、プロポーザルの段階では62万7,000円以内をめどというような形の中で、そのような金額をご提案をされた候補者決定をしているところでございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。

小口委員

○8番 小口委員 その指定管理料ですが、前のみのわ〜れの頃の月額がいくらだったのかっていうのと、その差額の内訳とか理由を教えてくださいませんか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 現在のイオンの中にあるのは月額は74万8,000円ございまして、差額が13万2,000円18%ほど減少になる見込みでございます。74万8,000円の中には人件費も入っておりますけれども、イオンさんの中で営業するための営業経費等も入っておりますので、カフェレストランにかかる部分の経費等も入っておりますので、そういった部分が抜けたような形になっていると思います。また、イオンさんの中でも毎週木曜日定休という形で週1回定休だったんですが、定休日を多く、やはり指定管理者様に安定的に続けていただくために、定休日を1日増やしておりますので、平日2日間というところで、お休みが1日増えた分というふうに人件費の減少の部分はご理解いただければと思います。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。それでは討論に入ります。

まず、議案第5号 箕輪町地域共生ステーション条例制定について討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。

議案第5号 箕輪町地域共生ステーション条例制定についてを原案とおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案とおり可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議で報告いたします。

次に、議案第6号 箕輪町障がい者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。

議案第6号 箕輪町障がい者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例制定につ

いて、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第9号 箕輪町社会福祉総合センター設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○小池福祉課長 それでは、議案第9号 箕輪町社会福祉総合センター設置条例を廃止する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、施設の除却により当該施設の設置及び管理に関する条例を存置する必要がないため、設置条例を廃止するものでございます。

附則の第1項はこの条例の施行日を公布の日からとするもので、附則の第2項は本条例の廃止に伴い箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、説明を終わります。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

次に討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第9号 箕輪町社会福祉総合センター設置条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）、福祉課に関わる部分を議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○小池福祉課長 それでは議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）、福祉課に係る部分をご説明させていただきます。

主には人件費補正でございまして、人件費補正の部分につきましては、総務課のほうからの一括説明をお願いをし、当課からの説明は割愛をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、5ページでございます。第2表債務負担行為でございます。先ほどお話ししました、新しいみのわ〜れにつきまして指定管理の債務負担行為をお願いしたいものでございます。先ほどお話ししましたように税込み月額61万6,000円掛けることの24か月、税抜きでは56万円ですかね、合計が1,478万4,000円となっているものでございます。

当課に係る部分、説明以上とさせていただきます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

○小池福祉課長 説明漏れ、申し訳ございません。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 一般13ページのところでございます。3款 民生費、3目 自立支援事業費のところでございます。こちらにつきましては、地域活動支援センター、今のみのわ〜れの部分でございますけれども、令和7年度の繰り越し事業で行うことになったため、令和8年の当初予算にもってありました1,000万円を減額するものでございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑に入ります。質疑、ご意見ございますか。

小口委員

○8番 小口委員 今までのみのわ〜れから移った後、今までとこれからと常勤職員数ですとか、有資格者数ですとか、そういったものは変わりますでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 まず有資格というところでございますが、今までも特に資格を必ずしも定めているものではございませんので、特に資格の有無は問っておりません。そして、今度の移るところにつきましては、常勤というか、常時いる方が2名いる体制で行うというような形で想定しているところでございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 小口委員

○8番 小口委員 今までも常時2名だったのでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 今までは2名以上という形になると思います。ただ、2名以上という中には厳密に言うとカフェレストランのほうが入っておりましたので、カフェレストランの管理、それから見る人、プラスカフェレストランの中で働いている人たちも一緒にというような形でしたので、そういう面では今のイオンの方が多いとは思いますが、今度の移転先ではそういった営業行為的なものは一切行いませんので、常時中にいて施設管理及び傾聴といいたいでしょうか、相談といいたいでしょうか、相談を受けるといいたいでしょうか、そういった人員としては2人が中にいる状態が保たれるということでございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。

小口委員

○8番 小口委員 純粹にその人件費の、何て言うんでしょう。人件費だけの違いっていうのはいくらになりますでしょうか。人件費が今までいくらで今後いくらですか。

○小池福祉課長 すみません、今手元の資料で人件費だけの部分というのは抽出してないものですから、また後ほど資料をお届けさせていただくということによろしいでしょうか。ただ、労働条件とかいろいろ変わってきていたりする部分もございます。またご説明させていただきたいと思います。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。

小出嶋委員

○14番 小出嶋委員 今度移転をするということで、今までのところと変わって、新たな運営の中での試みだとか、新たな企画だとか、そういうことはどんなことが考えているのでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 プロポーザルの中で、提案説明等でいろいろお受けしたところでございます。従来行っていたようなイベントを用いて人に集っていただくということは定期的に行っていくというようなこと、そういった中でも、例えばですけれども、あそこに集まった方々が近所のお掃除に出たりとか、お散歩にまとまって出かけたり、なかなか難しいかと思うんですけれども、公共交通機関、みのちゃんバスのバス停もそばにありますし、松島駅もそばにございますので、そういったものを用いて障がい者の方が自分でバスに乗ったり電車に乗ったりできるようなプチ遠足みたいなものができたらいいなというようなご提案もいただいたりしております。地域と一緒にあそこら辺の清掃活動をしたり、ボランティア活動をしたりというようなご提案もいただいたりしたところでございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)、福祉課に関わる部分を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に議案第14号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、議案第15号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定についてを一括して議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○小池福祉課長 それでは議案第14号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、議案第15号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定について、以上2議案につきまして一括して理由を申し上げます。

お話をさせていただいているところですが、議案第14号につきましては現在のイオンの中にあるみのわ〜れの指定管理の期間を7月31日までと短縮する変更をお願いするものであり、議案第15号につきましては8月1日から2年8か月の間、指定管理をお願いしたいというものでございます。指定管理者の選定につきましては、令和8年3月から公募型のプロポーザルで募りまして2社から応募がありまして、4月20日の審査会にて提案内容や経営状況等を確認しまして、前回と同様の、イオンの中と同じ、労働者協同組合ワーカーズコープながの様を候補者として指定してあるものでございます。

以上で、議案第14号及び議案第15号の細部説明を終わります。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので、一括して質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 議案第15号の指定管理者の指定で、今応募が2社ということだったんですけども、1社決定して、もう1社についてどういう事業所だったのか事業体だったのかお聞かせください。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小池福祉課長 ホームページにも公表してありますので、そのまま団体名を申し上げますが、箕輪町社会福祉協議会でございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。それでは討論に入ります。

まず、議案第14号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。

議案第14号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定期間の変更について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第15号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定について討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。次に採決に入ります。

議案第15号 箕輪町公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

以上で審査を終了します。

【福祉課 終了】

【④こども未来課（保育園室）】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。

こども未来課に関わる審査を開始したいと思います。

課長

○小笠原こども未来課長 この4月人事異動で体制またメンバーかわりましたので、自己紹介をさせていただきたいと思います。こども未来課につきましては、これまで支援係と相談係でございましたけれども、子育て支援係ということで一体化して児童福祉母子保健一体化という形で体制強化をしておりますので、よろしくお願いいたします。

私ですけれども、この4月からこども未来課長拝命いたしました小笠原岳大です。よろしくお願いいたします。

○前島保育園室長 引き続き保育園室室長を務めております前島昌子です。よろしくお願いいたします。

○久保田保育園室係長 引き続き保育園室係長の久保田と申します。よろしくお願いいたします。

○三井保育園室保育担当係長 引き続き保育園室保育係担当係長をしております。三井亜矢と申します。よろしくお願いいたします。

○北澤子育て支援係長 子育て支援係長の保健師北澤真由美です。よろしくお願いいたします。

○河西子育て支援係長 4月より子育て支援係長としてまいりました河西遼太と申します。よろしくお願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 委員会のほうは引き続き役職変わらずになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号 箕輪町乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例制定についてを議題といたします。

細部説明を求めます。

前島室長

○前島保育園室長 それでは、議案第4号 箕輪町乳児等通園支援事業利用者負担金徴収

条例制定について説明を申し上げます。こちらの条例は、児童福祉法で定められました乳児等通園支援事業において、事業を利用する際の利用料について、国から示された基準に基づき負担額等を定めるための条例を制定するものとなっております。詳細につきまして、担当の係長のほうからご説明申し上げますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 久保田係長

○久保田保育園室係長 それでは、議案第4号につきまして、細部説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。第1条では、本条例の制定の趣旨として、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業を利用する保護者から徴収する費用に関し必要な事項を定めるものとしております。

続きまして、第2条では、利用金額を乳児1人当たり1時間300円としております。

第3条では、利用者負担金は事業を利用した日に徴収するものとしております。

第4条では、町長が認めるときは、利用料の減額または免除できるものとし、第5条ではその他必要な事項について別に定めるものとしております。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上が細部説明となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 乳児1人当たり1時間300円っていう徴収料金ですけども、今お話あった国の基準があったっていう、それで定められたという、全部とは言わないですけど、どういう基準でこの300円に至ったのか、もし分かれば教えていただけないですか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 前島室長

○前島保育園室長 こちらの乳児等通園支援事業のほうは国の協議会のほうで審議をされまして、定められておりますけれども、その基準額としてはどういう基準でっていうのは明確にこちらも把握してなくて申し訳ございません。ただ、一時預かり保育、従前から行っている一時預かり保育のほうは30分200円という基準になっておりまして、1時間400円となっております。なぜ300円にしたっていうのは、いくらか安くなってるってことですけれども、その基準が、判断があれですけれども、利用者の負担を軽減するっていう意味で、若干一時預かりよりも料金を下げて設定しているのかなっていうふうには思っております。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 白鳥委員

○4番 白鳥委員 そうすると、これ300円は全国一律300円ということになるんでしょうか。自治体によって金額が違うのか、そこがもしわかればですけども。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 前島室長

○前島保育園室長 一応基準として示されておりますので、それよりも高く設定したりですとか、安く設定したりっていうのは市町村のほうで、市町村というか、その事業者のほうで設定することができることとなっておりますが、その際に国からの補助金というか交付金がございますが、利用者負担金は引いた経費に対しての補助金になるので、その基準よりも高く利用料を取っている場合は、その交付額からその分は引かれるっていうような形になってきますので、300円の基準は交付額から引かれる形にはなっております。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 では、この利用の支払いに該当する町の人数、利用する人数は把握してますでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 前島室長

○前島保育園室長 基本的には、利用を希望される場合は300円の基準が対象、利用料をお支払いいただく形となってまいります。

○4番 白鳥委員 なので、今、新事業の利用、利用者によって金額は300円ですけど、その支払いをする義務が発生する人数っていうのはわかりますか。利用者の数がもしわかれば。今の段階でどのくらいの人が利用するとか人数がわかれば。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 久保田係長

○久保田保育園室長 利用人数ですが、令和8年度は6月現在になりますが、利用者1人となっております。ちなみに令和6年度から施行で始めているところですが、令和6年度は延べ人数が5人、実人数は2人、令和7年度は延べ人数が14人、実人数が5人となります。以上です。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

小出嶋委員

○14番 小出嶋委員 第4条の減免っていうのは、どんな場合が該当するんでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 前島室長

○前島保育園室長 国のほうで示している基準ですと、生活保護世帯ですとか、非課税世帯が減免の対象となってくるようになっておりますので、その基準を確認してという形になります。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。

議案第4号 箕輪町乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第8号 箕輪町子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。

課長

○小笠原こども未来課長 では続きまして、議案第8号 箕輪町子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。子育て支援センターみのわ〜れにつきましては、イオン箕輪店内のみのわ〜れ移転に伴いまして、子育て支援センターみのわ〜れを閉鎖いたしまして子育て支援センターの機能を既存の子育て支援センターいろはぽけっとに集約するため、条例を制定するものでございます。

細部説明について申し上げます。議案書の1ページをご覧くださいと思います。

まず、第3条におきまして、箕輪町子育て支援センターみのわ〜れの項を削ります。

また、第5条におきまして、開所時間及び休所日について定めておりますけれども、いろはぽけっとの開所時間及び休所日につきましては、水曜日を除く平日と土曜日は午前9時から午後4時、日曜日は午前9時から午前12時とし、休所日は水曜日、祝日、お盆及び年末年始の期間とするものでございます。

条例の施行日は令和8年7月13日からとなっておりますけれども、実際にはみのわ〜れにつきましては、6月30日最終利用日を予定しておりまして、7月1日から12日までの間に備品等の移動を行う予定でございます。

細部説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、引き続き質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

白鳥委員

○4番 白鳥委員 利用時間で日曜日午前中だけになってるんですけども、これ今までの利用実績をもとに時間を出しているのか、お聞きしたいんですけど。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○小笠原こども未来課長 こちらにつきましては、既に現行で日曜日については午前9時から午前12時ということで運用しておりましたので、現行どおりという形で、それに合わせて条例のほうも改正させていただいたものでございます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 では質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。採決に入ります。

議案第8号 箕輪町子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)、こども未来課に関わる部分を議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○小笠原こども未来課長 では、議案第10号補正につきまして説明申し上げます。

補正予算書の一般13ページをお願いいたします。

では、今回の補正につきましては、歳入につきましては当課に関わる部分はございませんので、歳出について13ページの児童福祉総務費から保育園運営費、発達支援費とございますけれども、これについては4月の人事異動に伴う補正となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上になります。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 人件費だからここで採決しては、おかしいということですね。説明だけでいい。これは当委員会に関わる部分はございませんので、採決はなしで。

では、議案第10号については以上になりますので、議案はすべて終了です。

【こども未来課(保育園室) 終了】

【③福祉課 追加】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。

先ほどの審査の中で追加の説明があるという申し出がありますので、これを許可します。

福祉課長

○小池福祉課長 先ほどの小口委員からのご質問、新しいみのわへれに移った後の人件費と移る前のみのわへれの人件費の差についてというご質問に回答させていただきます。

提案によりますと、新しいみのわへれにつきましては、月額38万3,000円ほどという

ことで、常勤2名の経費が38万3,000円ほどという形になっております。そして、今までのみのわ〜れでございますが、こちらにつきましては月額人件費の合計が54万3,000円ほどとなっております。ただ、この54万3,000円というものにつきましては、常勤1名と常勤1名換算ですが、それぞれシフトで組まれておりまして、それ以外に施設外就労の体験に来られる方への謝礼ですとか、それからイベントでゆとろぎさんに入っていたり、イベントボランティアの方々にお支払いする経費の合計が54万円ということでございますので、実質は1人以上ということで、2人以上というか複数名で入っているような形でございます。ですので、今度新しいところになると、カフェレストランの営業の部分がなくなりますので、先ほどご説明していますように、相談支援とか傾聴とか、そういったところで2人分の人件費が38万円ほどになっていると、そういった状況でございます。

以上、説明を終わります。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 よろしいですか。はい。それでは説明が終わりましたので、暫時休憩といたします。

【福祉課追加 終了】

【⑤健康推進課】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。

それでは健康推進課に関わる部分を審査いたします。

まず、議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）、健康推進課に関わる部分を議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○北原健康推進課長 それでは議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）につきまして、健康づくり支援係長の小林のほうからご説明申し上げます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康づくり支援係長 それでは、箕輪町一般会計補正予算（第1号）の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

衛生費、保健衛生総務費の0401一般保健費でございます。こちらは職員の人事異動による人件費の関係になっております。

次のページいきまして、0407国民健康保険特別会計繰出事業費でございます。こちらでも人事異動に伴うものでございます。以上です。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑または意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 では、質疑がないようですので、質疑を打ち切りま

す。それでは討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第10号 令和8年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）、健康推進課に関わる部分を採決いたします。原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

次に、議案第11号 令和8年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

細部説明を求めます。

課長

○北原健康推進課長 議案第11号 令和8年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、国保医療係長の小林からご説明申し上げます。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 では、私から国民健康保険特別会計補正予算について説明をいたします。

国保7ページをお願いいたします。初めに歳出になりますが、一般の総務費の4111一般管理費になります。こちらは職員の人事異動による人件費の減額となっております。国保の6ページに戻りまして、歳入になります、10款 繰入金の一般会計繰入金ですが、こちらも、こちらは職員給与費等繰入金減となっております、先ほどの歳出に伴います一般会計からの繰入金の減となっております。

説明は以上になります。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑またはご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは、質疑ないようですので質疑を打ち切ります。次に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしということで。それでは採決に入ります。

議案第11号 令和8年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

【健康推進課 終了】

【⑥文化スポーツ課（博物館）】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは会議を再開いたします。

それでは文化スポーツ課に関わる審査を始めたいと思います。発言を求められておりますので許可します。

課長

○鈴木文化スポーツ課長 それではお時間いただきまして、4月に人事異動がありましたので、自己紹介により職員の紹介をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、私、文化スポーツ課長、また兼ねてですね、国民スポーツ大会の推進室長ということで、鈴木ですでお世話になります。よろしくお願いいたします。

○柴博物館長 引き続きお世話になりますけど、博物館長の柴と申します。よろしくお願いいたします。

○赤松生涯学習係長 引き続き生涯学習係長の赤松です。よろしくお願いいたします。

○西出生涯学習担当係長 同じく生涯学習係担当係長の西出と言います。よろしくお願いいたします。

○鈴木文化スポーツ課長 他にですね、スポーツ振興係長の木村が今年の4月から、また公民館主事の丸山が2年目ということでお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 お願いいたします。

委員のほうは昨年度と同様のメンバーになりますので、よろしくお願いいたします。

協議会に入ります。人件費は総務で所管ではないので。

【文化スポーツ課（博物館） 終了】

午後3時50分 閉会

議事のてんまつ

午後10時00分 開会

【⑦請願】

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは本日の会議を再開いたします。

請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書を議題といたします。

細部説明を求めます。

次長

○宮尾議会事務局次長 それでは朗読いたします。

請願朗読

○10番 寺平福祉文教常任委員長 事務局より細部説明が終わりましたので、紹介議員が本日出席されておりますので、紹介議員の小出嶋文雄議員に説明を求めます。

小出嶋委員

○14番 小出嶋議員 今、事務局のほうから請願について読み上げていただきましたけれども、請願の趣旨はその請願理由に書いてあるとおりであります。

この公立学校教職員組合からの請願は毎年出てきておりまして、また、採択をしていただいていますけれども、今回そこに(3)教員基礎定数算出に用いる係数(「乗ずる数」等)の改善、というのが一つ新たに上がってきました。この乗ずる数というのは今までもあったわけですが、それを改善してもらうという部分が今回入っております。

あとは同じでありますけれども、この請願理由の中にもありましたけれども、今年から長野県ですけれども公立小学校の1年生25人学級が導入されております。長野県、少し良いわけですが、今回の請願の趣旨は、長野県だけでなく全国同じ水準になるように改善を求める請願でありますので、趣旨をご理解いただいて採択できるようによろしくお願いいたします。

それで、先ほどお配りしましたけれども、専門用語というかいろいろありまして、用語の解説っていうかありますので、それを見ていただければと思います。教員の定数、裏にはさっきの乗ずる数っていうのはどういうものなのか、25人学級で長野県で独自にやっているその内容と義務教育費国庫負担制度2分の1が3分の1になったその経緯等も書いてありますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上です。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 紹介議員による説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ご意見ございますか。

中村委員

○13番 中村委員 一応これ毎年のように出てきていて、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられて、なんとか元に戻してもらいたいというような請願も

何回か出したと思いますけど、そういうふうに2分の1に戻していくような方向の国での議論というかそういうものが行われているのかどうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 小出嶋議員わかりますか。

○14番 小出嶋議員 要求はされているんですけど、そこにも書いてありますけれど。

毎年のように要求を教職員組合のほうから請願があがってるわけですがけれども、国の中では具体的なことはあれですけれども、三位一体の改革ということの中で2分の1を3分の1にしたということでもあります。なので、2分の1から3分の1になっちゃった減らされた分は地方交付税で措置するっていうようになっているんですけども、それがはっきりとどんなふうに入っているのかっていうのがわからないような状況の中で、当然地方交付税です。各全国の自治体の財政力によって多くなったり少なくなったりする状況にありますので、ちゃんといわゆる国の負担制度として、この元の2分の1に戻してもらいたいということを言ってるわけですが、なかなか国としては交付税で措置してるじゃないかということで、今のところ変わってくるような状況ではないというような。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 中村委員

○13番 中村委員 生まれたところとか、そういうことによって教育が受けられる状態が違っていると、そういうことが良くないことなので、やはり国でもよく考えてもらって、どこで生まれてどこで育っても同じような教育が受けられるような状態になるように働きかけていただきたいので、私としてはこの請願については賛成という意見です。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 他ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決に入ります。

請願第1号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書について採択するということにご異議ございません。

(「異議なし」の声あり)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め、採択と決しましたので、その旨本会議で報告いたします。

では、意見書の作成に入ります。意見書案の朗読を。

次長

○宮尾議会事務局次長 先方から来た意見書をお読みします。

意見書朗読

○10番 寺平福祉文教常任委員長 意見書案の朗読が終わりましたので、質疑ご意見ございますか。

小出嶋委員

○14番 小出嶋委員 1行目のところにある、小学校に続き中学校の学級編制基準は28年度までについてありますけど、これ28年度っていうのは、他のところ、下のほうを見ると20をつけてある。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 西暦和暦どっちにします。

次長

統一した方がいいってことですね。

○宮尾議会事務局次長 行政で作る文章ですので、和暦で令和10年というようにしたいと思いますがいかがでしょうか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 2006年も。平成この時は。和暦ということで。

○宮尾議会事務局次長 平成18年ですかね。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 3か所くらいある。

あと、この給特法というのは。給特法で通じるということいいんですね。法律。

○宮尾議会事務局次長 長い名前があります。

○4番 白鳥委員 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 長い。これ一個しかないってことですよ。給特法といえはこの法律っていう。通じるのであれば。

○宮尾議会事務局次長 白鳥委員、それって今、給特法で検索したら出てきましたか。

○4番 白鳥委員 出てきました。

○宮尾議会事務局次長 学級編成及び教職員定数の標準に関する法律っていうのとは違いますか。

すみません、給特法でしたね。私が言ったのは義務標準法の間違いでした。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 給特法といえもうこの一個の法律しかないので、省略しても通じるということになります。他にないよね、給特法。

他にございますか。

義務標準法も一つだけということなので。

次長

○宮尾議会事務局次長 よろしければ印刷して皆さんに見ていただくようにいたしますが。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 では、よろしくお願いします。修正したやつですよ。印刷よろしくお願いします。

○宮尾議会事務局次長 さっきの西暦を和暦にただけでよろしいですか。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 そうですね。

印刷が完了する間、暫時休憩いたします。

(休憩)

○10番 寺平福祉文教常任委員長 会議を再開いたします。

それでは修正点について、次長のほうで説明をお願いします。

次長

○宮尾議会事務局次長 先ほどご指摘のありました、まず1行目のところですがけれども令和10年度にいたしました。

それと、真ん中より少し下の義務教育費国庫負担制度というところは平成18年に変更しました。

記の上ですけれども、令和9年度予算編成に直しました。

それと裏面なんですけれども、本来町で出すのに合わせてあるんですけれども、議案になる時はこの宛の名前は抜けて日付の下にすぐ長野県上伊那郡箕輪町議会っていうのが入りますけれども、今回どこ宛に送るかがわかるようにということで残してあります。議案においてはこれを抜いてありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 ただ今の修正点について、また内容について質疑等ございますか。

○14番 小出嶋委員 提案理由は。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 次長

○宮尾議会事務局次長 議案には入りません。

○10番 寺平福祉文教常任委員長 他によろしいですか。

では、この内容で最終日に意見書を提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議は以上でよろしいですね。

それでは本日の会議を閉じます。

【請願終了】

午前10時35分 閉会

福祉文教常任委員長

寺 行

署名委員 第11番

北野めぐみ

署名委員 第13番

中村政義